

北九州憲法ネットニュース

発行 9条の会・北九州憲法ネット 2011年9月12日 第49号
 TEL592-5000 fax 571-4346
 803-0817 北九州市小倉北区田町13番21号田町ビル3F
 URL⇒<http://kitaq-kenpou.net/>

第9条

戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認

日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第8回総会を開催！9条の会・北九州憲法ネット

8月27日、市立生涯学習総合センターで、9条の会・北九州憲法ネット第8回総会が開かれました。今年の憲法ネットの取り組みで、特記すべきものは「第1回北九州9条まつり」の開催です。5月3日の憲法記念日に、毎年行われる「憲法集會」に連携して、初めて、「北九州9条まつり」を行いました。規模や内容については、今後の検討が

必要ですが、今後も引き続き開催することが確認されました。そして、地域の9条の会の活性化や、市民に憲法の素晴らしさを訴える学習会を旺盛に計画することが決まりました。新しい役員には、荒牧座長、三輪副座長(復帰)以下が決まりました。

9条の会の交流会も行いました

総会の後、引き続き「9条の会交流会」となりました。憲法ネット事務局から、第1回9条まつりの総括と第2回目の開催とその企画の一部が提案され、交流会が始まりました。

小倉南区西部地域9条の会からは、2名の方が発言されました。この会は、会員は110名ぐらいで、街頭宣伝、地域練り歩きなどユニークな行動を行い活発な会でしたが、中心に座る活動家が病気となり、一時沈滞していました。新たに活動を始めた小倉南区革新懇談会と一緒に、原発学習会をするなど、元気を取り戻してきています。また「私の8月15日」の文集が完成し、この中で、会員の青年のころの思い出、戦争への思いが語られて、好評です。

青い空9条の会からも2人の発言がありました。北九州9条まつりにも参加し、小倉の駅前での小倉憲法ネットとの合同宣伝でも「うたごえ」で参加しています。会では、9月11日の「北九州うたごえフェスタ」(13時開始、若松市民会館)に、「9条大好き合唱団」として歌で参加しよう。9条の会に、この合唱団への参加が呼びかけられました。

八幡東区9条の会の会員の方は、個人としての参加でした。組織的に憲法ネットと地域9条の会の関係がすっきりとせず、その点を解説して欲しいと質問しました。(会場の三輪副座長から、

憲法ネットと地域9条の会の関係の説明がされました。)

曾根9条の会からは1名の方の参加でした。年金者組合小倉支部9条の会・準備会の方は、「全労連の方針に基づき、年金者組合9条の会をつくる方針だが、会員の中の活動家は、多忙な人ばかりで、うまく出来ていない。憲法改悪反対北九州共同センターにも加入して、月1回の小倉駅前宣伝をしている。」と発言されました。

足原・霧が丘9条の会・準備会の方は、地元町内には、県の弁護士会会長や宗教家もいて、早く「9条の会」に脱皮したいが、いまだ「準備会」のままで残念。憲法や防衛問題で動き高まっているこのごろ



だから、学習会やビデオ見る会などしていきたい。第2回の北九州9条まつりは、是非、規模を大きくして、そのためにも、準備にも時間をかけて取り組んでほしい。と発言されました。

キリスト者9条の会からは2名の方が参加されました。この会では、会報を出しています。学習会を随時開催しています。「9条を守りたい」は出張学習会のグループで、毎月第4曜日14時から定例会をしています。第1回北九州9条まつりの中核として奮闘され、企画や実行力は抜群です。「9条まつりは、一般の方とふれあい出来るのがうれしい。各地9条の会からも、第2回9条まつり実行委員会に参加して欲しい」と発言されました。

折尾9条の会からは、月1回の事務局会議を中

心に会の活動が行われています。ニュースを月に1回出しています。このニュースの第1面を作りあげる段階で、皆で論議がされ、それが学習の場でもあるといいます。宣伝行動は月に2回設定されています。第1回北九州9条まつりには4名の会員が参加しており、「今後も続けてほしい」と発言されました。

最後に、交流会を司会した、**事務局の三浦さん**は「第2回北九州9条まつりをもっと大きくしたい。そのためにも、新しい層に働きかける活動も大事」と締めくくり。交流会を終わりました。

***事務局より**・「第2回北九州9条まつりの実行委員会」の開催には、今後、憲法ネットの会議で日程など検討・準備して、皆様にお知らせいたします。

「憲法ネットニュース」第50号発行記念レセプションを計画しました レセプションには、小森陽一丸条の会事務局長も参加！

9条の会・北九州憲法ネットは、その年の6月に9条アピールの発表に呼応して、2004年7月31日、「憲法をまもる市民ネット」の名称で400名を越える賛同者のもと発足しました。10月8日には、現在の「憲法ネットニュース」の前身である「憲法市民ネット第1号」が10月8日発行されました。

第1号では、9月29日に第1回世話人会が開かれ、今後の活動方針の確認や、門司区で「門司・丸条の会」結成のニュース、小倉での「憲法をまもる小倉区民ネット」の結成準備の状況などが掲載されています。以後今日まで7

年間で49号が発行されました。従って10月発行の「憲法ネットニュース」は第50号のメモリアル号となります。

先日ひらかれた総会でこの快挙を多くの方々とお祝いしようということで、「50号発行記念レセプション」を盛大に開催することを決定しました。

当日は「小森陽一憲法講演会」の日なので、小森陽一先生にレセプションにも参加していただけないでしょうかと聞きましたら、「参加OK」のご返事を戴くことができました。

レセプションは、10月29日 17時30分開始 会場は田川ホテルの予定です。

是非、たくさんの皆さんに参加をして頂き、これからの憲法闘争の新たな決意を固めたいものです。



憲法ネットニュース発行50号記念レセプション

10月29日(土) 18時10分開始

**田川ホテル(小森陽一憲法講演会会場の
商工貿易会館のすぐ裏)**

会費 5000円予定(飲み放題)

北九州爪ケア事件と憲法

弁護士 東 敦子(黒崎合同法律事務所)

北九州爪ケア事件・・・やっぱり東としてはこれを書かせていただきます。

この事件は平成19年7月、八幡東病院6階病棟の看護課長だった上田里美さんが、入院中の高齢者の変形し分厚くなった爪の爪切りをしていたことが、虐待・傷害と誤解され、平成22年9月にようやく福岡高等裁判所で「正当なケアだった」として無罪判決が出された事件です。

この事件はいろんな切り口があるわけですが、刑法からみると傷害罪なのか、正当業務行為として無罪なのかが争点でした。民法の問題としては、上田さんは逮捕された当日に懲戒解雇とされたので、現在も民事裁判で懲戒解雇無効を争っています。行政の観点からは、高齢者虐待防止法上の虐待という認定をこれまた平成19年7月にされましたので、北九州市に撤回を求めている最中です(この原稿が出るころ、北九州市は認定を取り消すか否かを発表しているかもしれません)。

・・・で、憲法とどういう関係があるのかといえますと、個別の事例ですし、国から制限を受けたわけではないのである条文に位置づけて話をするにはできません。ですが、あらゆる権力が暴走する恐れがあることから、憲法がその暴走を抑制させるために条文を作り、基本的人権の尊重を謳っていることと関連があります。

この社会の中で、一個人はとても弱い存在です。たとえば、国家権力を相手に闘うことなど至難の業ですし、雇用主との関係も残念ながら対等とはいえません。マスコミを敵にまわせば大変なことになりますし、今や報道に端を発してネット上で誹謗中傷され、一般市民からもダメージを受けることも多い時代です。

上田さんは、この事件の中で全ての権力からつぶされそうになりました。まず、最初はマスコミです。マスコミの「爪はぎ、虐待」という報道は一瞬にしてこの事件のイメージを極めて悪質なものにしてしまい、権力の暴走のきっかけを作りました。報道の翌日、北九州市が立ち



東 敦子弁護士

入り調査をして、その後、虐待認定。北九州市も上田さんに不名誉なレッテルを貼りました。最たるものはやはり捜査機関による逮捕・勾留。上田さんは100日以上もの間、警察の留置場・拘置所にいたのです。その間、カレンダーも時計もない部屋で一日6時間以上に及び取り調べを何日も経験し、名前ではなく番号で呼ばれ、部屋を移動するときは腰縄をつけられました。また、本来、看護師を信頼して守るべき存在である病院が率先して「虐待だ」と記者会見し、あっという間に懲戒解雇処分とする始末。まさしく、平成19年当時の上田さんは①捜査機関という国家権力、②北九州市、③マスコミ、④病院という企業の4つの権力から人権侵害を受けていたのです。このうち一つだけであっても苦しいのに、それが4つです。しかもこの4つが重ね合わさって暴走するのですからたまったものではありません。上田さんが勾留後にしばらくして全く立ち上がる勇気をなくしたのも無理からぬことです。

私は権力の暴走でうちひしがれている小さな一個人である上田さんをどうしても救いたかった。上田さんの名誉を回復したかった。だって、こんなことが許される世の中なんて絶対に嫌だ。この人を救えなかったら弁護士になった意味がないぐらいに思っていました。でも、私の励ましはうちひしがれている上田さんにはかえってうっとうしく、気持ちはずれていくばかり。この閉塞感を打ち破ってくれたのは東京の看護協会の保険部門を担当している弁護士

でした。この弁護士が上田さんに面会して「あなたはどのように看護師になったの?どんな気持ちで毎日患者さんのお世話をしていたの?」と質問したことによって、上田さんの看護師魂が再び復活したのです。これは刑事裁判が開かれるわずか5日前のことでした。ぎりぎりセーフでした。

刑事裁判を闘いながら、上田さんの看護師魂と、私たち弁護人の弁護士魂が歩調を合わせはじめたとき、無罪への道が開かれていきまし

た。そして、上田さんを支援してくれた団体や個人は、それぞれ、立場や主義主張も異なるけれども看護ケアを愛する心、看護職・介護職の原点である志の一点で力を結集することができました。

一個人はとても小さく弱い存在だけれども、その個人がもっている志や職業に傾ける情熱はとても強く、国家権力にも負けない。これからも一般市民をなめるなよ!!という気持ちで権力には立ち向かっていきたいと思ひます。

カンパ有難うございます。そして、お願い。

「9条の会・北九州憲法ネット」は会費をとらず、皆さんからのカンパのみで運営しています。毎月一回「北九州憲法ニュース」を発行し、また時々の憲法講演会の案内チラシを作成していますが、ニュース、チラシ等の印刷費や郵送料の捻出に四苦八苦しています。皆様からのカンパを是非お願い致します。カンパにご協力いただける方は下記の郵便振替口座までお願い致します。振替番号: 01700-8-115768 名義:「九条の会・北九州憲法ネット」

カンパ7月 山口司郎 三崎英二 木村昌稔 尾鶴眞 古賀三千人 桑本ユキコ 門司法律事務所 石橋真智子 深川和久 野瀬秀洋 荒牧啓一 村田孝英 八記久美子 山田成人 桑田勲二 玉井史太郎 原野礼子 大迫芙美子 勝元紀 大庭勝紘 川辺希和子 高智彦 吉永一 末次美智 竹中久 安達恵美子 稲月道子 森田禮三 山本和道 田村スマエ 須崎健一 山田弘 藤本久子 三輪俊和 三輪幸子 塩塚茂嘉 福島直美 **8月** 小川由美 中西寿子 杉谷岩弥 上田秀子 上田義彦 阿部陽子 古川和子 9条祭実行委員会 石橋近 有馬和子 佐多道人 原田紀子 新地美智子 江口佳郎 江口道子 野瀬秀洋 **9月** 酒見辰正 一市民 川原巍誠 **メッセージ** ●カンパとして 7/4 M. E ●7月分カンパとして送ります。世話をしてくださる皆さんにお礼をします。なお、高齢に伴い私も動きがにぶくなりました。ご寛容ください。7/8 K. M ●カンパ 7/12 Y. S ●原発も消費税もの権力にひれ伏す人らの反共ぶりも 7/12 T. F ●毎日御苦労様です。7/120 O. K ●カンパとして 7/15 S. M ●カンパ 7/21 M. R ●心ばかりで申し訳ありません。毎日暑いですね。くれぐれもお身体ご自愛ください。8/1 O. Y ●猛暑の中での活動ごろうさまです。8月は特に忙しいことと思ひます。8/11 A. K

九条の会 メールマガジン 第125号 2011年 9月10日発行

編集後記～野田新首相の9条観は?

野田佳彦さんの「唯一の著書」(同書の帯)の「民主の敵～政権交代に大義あり」(新潮新書2009年7月刊)には以下のような言葉があります。「実行部隊としての自衛隊をきっちり憲法のなかで位置づけなければいけません。いつまでたってもぬえのような存在にしてはならないのです」「いまだに、何か事が起こったときごとに、特別措置法というかたちで泥縄式に対応しています。これは非常に問題だと思ひます」「やはり、自衛隊を海外に派遣するときのルールは、一刻も早く明確にしておくべきだろうと思ひます。いわゆる恒久法の制定が必要です。……にもかかわらず基本法がない。一番かわいそうなのは、実際に海外に行く自衛隊員です」「私は新憲法制定論者です。20世紀末ころには憲法論議がいろいろなところに出てきていたとおもひますし、そういう機運は高まっていたと思ひます。ようやく国民

投票法まではいきました。戦前の大日本帝国憲法に対して、戦後の日本国憲法のことをよく『新憲法』といひます。しかし、世界中の憲法のなかで、すでに15番目くらいに古い憲法になっているそうです。とても新憲法といえる代物ではありません。9条はもちろんですが……」

首相になった野田さん、「靖国参拜」問題と同じようにこの「憲法」発言も軌道修正するでしょうか。(T)



